

令和5年7月28日
原子力安全対策課
(05-07)
<15時資料配付>

新型転換炉原型炉ふげんの原子炉設置変更許可申請について

このことについて、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から下記のとおり連絡を受けた。

記

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、仏国での使用済燃料の再処理により回収される核燃料物質および放射性廃棄物の取扱いについて明確化するため、本日、原子力規制委員会に対し、「使用済燃料の処分の方法」の記載内容を変更する原子炉設置変更許可申請を行った。

○「使用済燃料の処分の方法」の記載内容の変更

現行：使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。

変更後：（現行の記載に以下を追記）

国外において再処理を行う場合、再処理により回収される核燃料物質は、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者に平和利用の目的のみに譲り渡す。また、再処理により発生した放射性廃棄物は国内に持ち帰る。

問い合わせ先（担当：有房） 内線 2361・直通 0776(20)0315
--